

グアム島
知事室
アガニャ, グアム 96932
アメリカ合衆国

知事令 2020-29

公衆衛生上の非常事態の延長とステイホーム命令に関連して

2020年3月14日以降グアムは世界のその他の地域と同様に新型コロナウイルス (COVID-19) の世界的パンデミックにより、非常事態にある。

グアム現地法注釈付き19405節10-19章により、知事により宣言された公衆衛生上の非常事態は、延長されない限り30日間で終了する。

知事令2020-03にて初めて公衆衛生上の非常事態宣言以来、グアムとその他の地域の感染者数増加により、公衆衛生上の非常事態を6度延長しなければならなかった。

グアムは段階的規制緩和と義務を課す意思決定のガイドとしてパンデミック即応体制 (PCOR) を確立した。

2020年4月30日、グアムはPCOR 1であることを宣言し、集会、最重要でない活動の規制と重要活動においての要件を導入、学校を含む公共施設を封鎖した。

2020年5月8日知事令2020-14によりグアムはPCOR 2であると宣言し、特定業種のグアム保健局ガイダンスに従った運営許可、占有率規制、感染予防策実施の上での限られた活動を許可した。

2020年7月19日知事令2020-24により、PCOR 3に移行することを宣言し、いくつかの例外を除く全ての事業と活動の運営が占有率規制とソーシャルディスタンス、マスク着用等の感染予防策を実施のうえ許可された。

規制は実施されたものの、グアムの感染者は急激に増加し、2020年8月16日にグアムは感染拡大を阻止するためPCOR 1に戻った。

2020年8月21日、1日の陽性者数が過去最多となり、6人目の死者が確認されるという深刻な事態を受け、全てのグアム住民に対し暫定的な1週間のステイホーム命令を出した。

ステイホーム命令は全ての事業を封鎖し、不可欠であると認定された政府機関以外へのアクセスを規制し、ビーチや公園の使用を禁止する最も厳しい制限が設けられる。

ステイホーム命令から6日経過し、さらに343人の陽性者が確認され、このパンデミック期間の合計陽性者数は1000人を超え、またさらなる4人の死亡が確認された。

現時点で30人の新型コロナウイルス患者がグアムメモリアルホスピタルに入院しており、病院のキャパシティを超えている。患者の治療及び予想される追加の新型コロナウイルス患者を支援するためさらなる取り決めが必要である。

高い陽性率は入院を必要とする全ての新型コロナウイルス患者を安全に治療する医療システムに大きく影響する。

グアム保健局ガイダンスに則った検疫により82人の感染者が判明した。

島の人々の健康と安全のため、また増加する新型コロナウイルスに感染した住民への医療提供システムを支援するために厳格なステイホームを実施し、一時的にグアム入島規制をすることが必要である。

ステイホーム命令下においても、住民が健康と安全を維持しこの困難な状況乗り越えるために、許可される活動とサービスを調整する必要がある。

よって私、ルー・A・レオン・ゲレロ（メガハガ・グアハン）知事は基本法及びグアムの法律により与えられた権限に従い、発令する。

- 1、**公衆衛生上の非常事態の延長** 2020年8月30日より、知事令2020-03において発令され、知事令2020-09、2020-11、2020-16、2020-22、2020-24により延長され、現在8月29日までとなっている公衆衛生上の非常事態をさらに30日間延長する。ここに公衆衛生上の非常事態は2020年9月30日まで延長とする。
- 2、**パンデミック即応体制（PCOR）1** グアムは新型コロナウイルス感染拡大阻止のため最も規制の厳しいパンデミック即応体制（PCOR）1を継続する。
- 3、**ステイホーム命令** 知事令2020-28により発令されたステイホーム命令は2020年9月4日午後12時まで継続される。グアムの全ての人々は食料または生活必需品の買い出し、保健局ガイダンスにて指定される重要業務への従事、医療機関への通院、扶養家族やペットの世話、または別の場所にいる弱者の世話、個人のエクササイズを除き、自宅に留まることを命令する。

a. **グアム政府運営** グアム政府は公共アクセスなしで運営を継続する。全てのグアム政府機関はグアム保健局ガイダンスによりコミュニティの健康と安全のための必須と判断された機関を除き、カスタマーサービスを一時停止する。許可される政府サービスには財務、収集、会計サービスおよび必須事業を支援するために必要な特定のサービスが含まれる。グアム政府の職員は対面サービスがそれぞれの機関によって重要であるとみなされない限り、在宅勤務とする。

b. **集会の禁止と社会的隔離の義務** グアム現地法注釈付き3317節条項3、10-3章により、以下に記載される場合を除く全ての集会を禁止する。

i. **宗教的集会** 2020年8月29日午後12時より、礼拝と宗教儀式は駐車場にて行うことができるが、参加者は乗り物の中に留まり、グアム保健局にて特定された場合を除き個人的接触を避けなければならない。宗教団体と主催者はガイダンスに沿った感染予防策を遵守する。

c. **設備、資材に関する緊急措置** 以下に記載されたものを除く全ての事業所または公共施設を引き続き封鎖し、施設内での運営を禁止する。

2020年8月29日午後12時より、運営禁止事項は、グアム保健局の該当するガイダンスに記載されている事業には適用されない：在宅介護を含むヘルスケア事業；公共交通機関、電気、水道、ガスなどの公益企業；食料品店、農産物直売市、レストランでのドライブスルー販売、銀行、信用組合、保険会社、建築業、自動車整備業、食料品デリバリー、フードバンク、コンビニエンスストア；経済的困窮者援助、保護施設を提供する企業や非営利団体；薬局、診療所、ヘルスケア施設；ガソリンスタンド；ごみ収集業；ホームセンター、配管工、電気工とその他住民の安全と衛生維持に不可欠な生活必需サービス提供業。自動車販売と不動産運営は予約制のみ許可される。

d. **感染予防策の義務** 全ての住民は最重要活動を除き、自宅にて厳格な隔離を遵守しなければならない。本令にて許可された全ての最重要事業と活動においては、グアム保健局ガイダンスに従い感染予防策を実施しなければならない。最低6フィートのソーシャルディスタンス、告知の掲示、定期的な清掃と全ての人にフェイスマスクの着用を命じる。テレワークの許可と奨励をしなければならない。本セクションのもとで運営する企業または活動の顧客は、保健局ガイダンスによりそれらの企業に課される全ての対策に従わなければならない。

e. **遠隔学習** 生徒とその家族、学校関係者と一般の人々の健康と安全を守り、新型コロナウイルスパンデミック下において教育を維持するため、グアム現

地法注釈付き3317節条項3、10-3章により、全ての公立学校施設はグアム教育局により対面サービスが重要であると判断されない限り、全ての従業員に対して封鎖する。指導者は自宅から可能な範囲で遠隔学習の提供を継続することができる。私立学校も同様に全ての従業員に対して封鎖されるが、自宅からの遠隔学習を提供することができる。

- f. **公共の公園とビーチの封鎖** 2020年8月29日午後12時より、グアム政府のすべての公園とビーチはソーシャルディスタンスを保った上で個人のエクササイズのための利用を許可する。いかなる集まり、社会的集会も許可されない。集会が発見された場合は撤去され、不法侵入罪または公衆の迷惑行為等のグアム法に基づき適用される罰則引用の対象となる。
- g. **施行** 本令に応じない個人または事業は、グアム法に則りその他の刑罰と同様に罰金また事業資格停止が課せられる可能性がある。本令に関連するガイダンスは保健局と税務局より発行される。保健局と税務局は必要に応じグアム警察局と消防局の支援の下、本令を施行する。

4、**グアム島への入島規制** グアム法注釈付き3333節条項3、3-10章および注釈付き19604節並びに19605節条項6、10-19章により、全ての入島者は検疫隔離措置対象となる。この検疫隔離措置は、政府認定施設にて行われ、該当するグアム保健局ガイダンスに従い管理される。

5、**検疫違反に対する厳罰** グアム現地法注釈付き19604節条項6、10-19章によりグアム保健局は検疫隔離の場所を確立および維持する権限があり、それに関する規則を設定し命令することができる。保健局は政府検疫施設とインバウンド旅行者の自己検疫の厳格なプロトコルを確立している。保健局の検疫隔離の規則、命令、規定を遵守しない場合、軽犯罪とみなされる。

隔離検疫の対象者は自己検疫施設を含み指定された隔離検疫施設の範囲を超えてはならず、この規定に従わない場合は軽犯罪となる。

保健局の明確な承諾なしに隔離検疫施設に立ち入ることは軽犯罪とみなされる。

保健局はこのセクションに関連して追加ガイダンスを発行する場合があります、グアム警察の支援を受けその規定を厳格に施行する。

6、**分離/可分性** もし、この知事令のいずれかの条目規定、人または状況への適用が無効であると判断された場合でも、その無効性は、その他の有効な知

事令の条目規定または適用に何らの影響も及ぼさない。また、この知事令の規定は分離可能である。

- 7、**先発知事令の有効性継続** これまで発令された全ての知事令は本知事令と矛盾する場合を除き、引き続き完全な効力を有する。

2020年8月27日、グアムのハガニャにて署名及び宣言した

ルーA レオンゲレロ
メガハガグアハン
グアム準州知事

グアム島
知事室
アガニヤ, グアム 96932
アメリカ合衆国

公衆衛生及び社会福祉局命令

1、グアム現地法注釈付き 10 章 19601 条に基づき、グアム保健局長として新型コロナウイルス感染拡大を阻止し、全ての感染者が正しく管理されるようここに命令する。

- a. グアムの全ての個人はグアム保健局ガイダンスメモ 2020-36 に記載された例外を除き、自宅または個々の居住地に留まることを指示する。ホテル、コンドミニアム、タウンホーム、アパート、またはその他の集合住宅に住む人に対して“居住地”とは、その個々のホテルの部屋またはユニットを意味する。
- b. 保健局ガイダンスメモ 2020-36 にて認定された特定のサービス従事者は外出が許可される。それらのサービスはこの命令継続期間中に全てのグアム居住者の健康と福祉を保護する目的で特定され、人々が食料品、処方箋、健康などの生活必需品を確保できるよう重要なヘルスケア、政府機関、公衆安全、流通販売チェーンなどが指定されている。
- c. 自宅や居住地を離れる場合は、保健局ガイダンスメモ 2020-36 に従い、マスク着用やソーシャルディスタンス等の感染予防策を実施しなければならない。
- d. この命令はグアム保健局により新型コロナウイルスが感染者から非感染者に拡大するのを阻止するために必要な最も制限の少ない手段で構成されたものである。
- e. この命令に違反した者は、他者を新型コロナウイルス感染による死亡または重症を負う危険に晒している可能性がある。

2、本命令は、その他の命令がない限り 2020 年 8 月 28 日午後 12 時より 2020 年 9 月 4 日午後 12 時まで有効とする。

2020年8月27日、命令した

アーサー U. サン オーガスティン
局長代理
グアム保健局